富広福第344-1号 平成27年10月13日

指定居宅介護支援事業所 御中

南河内広域事務室 広域福祉課 (グループ)

特定事業所集中減算(平成27年度後期以降分)の取り扱いに関する Q&Aの追加掲載について

平成27年度後期以降の特定事業所集中減算の取り扱いに関し、事業所の皆様からいただいたお問い合わせなどを参考にQ&Aを作成いたしましたので、掲載いたします。

なお、平成27年8月31日付送付いたしました通知文書「特定事業所集中減算チェックシート(平成27年度前期分)の提出および平成27年度後期以降における特定事業所集中減算の取扱いについて」(次頁以降において「当初通知文書」といいます。)において既に「問(Q)5」まで掲載しておりましたので、混同を避けるため「問6」から開始いたします。

【お問い合わせ先】

南河内広域事務室 広域福祉課 (介護保険担当)

電話: 0721-20-1199 FAX: 0721-20-1202

- 問6 正当理由「カ」の「A」については、当事業所と<u>同じ法人</u>が経営する 別の居宅介護支援事業所の廃止・休止等により引き受けた利用者につい ても適用できますか。
- 答 できません。正当理由「カ」は、やむを得ない事情を有しているにも関わらず減算が適用されてしまうことを防ぐために設けたものであり、ご質問のような事例についても正当理由「カ」の「A」を適用できるとした場合、例えば何らかの事情により居宅介護支援事業所の廃止や休止等を繰り返したときは必然的に減算を免れるといったことも想定されます。

そのため、正当理由「カ」の「A」については、<u>他の法人が経営する居宅介護支援事業所</u>の廃止・休止等により引き受けた利用者について<u>のみ適用</u>される取扱いといたします。

また、市町村(指定権者)間をまたぐ移転による廃止・新規指定の場合も同様に適用されません。

### ■ 正当理由「カ」-「A」について

- 問7 正当理由「力」の「A」については、居宅介護支援事業所を運営する 法人が変更となる場合にも適用されますか。
- 答 運営法人が変わる場合、一旦事業所の廃止・新規指定を経ることとなりますが、事業所の所在地、使用する施設・設備または名称が変わらない場合や運営法人の変更前後において共通の従業者が勤務する場合など、実質的には同一の居宅介護支援事業所とみなされるケースに関しては、正当理由「カ」の「A」として認めない扱いといたします。

#### <参考>

正当理由「カ」の「A」… 他の居宅介護支援事業所の廃止・休止(またはその他の事情による事業所の閉鎖) により引き受けることとなった利用者で、引き受ける前から当該法人が運営するサービス事業所を位置付けられていたプラン

## ■ 正当理由「カ」-「D」について

- 問8 他の居宅介護支援事業所から、「支援困難なため、引き継いでほしい」と依頼された利用者で、引き受ける前から紹介率最高法人が運営する事業所を利用していたプランについては、正当理由「カ」の「D」として計上できますか。
- 答 できません。他の事業所等から引き受けたような事例で正当な理由として認められるケースは、正当理由「カ」の「A」(事業所の廃止・休止等による場合)または「B」 (地域包括支援センター等からの支援困難事例の依頼)に限定しています。

- 問9 当事業所では、サービス事業所を選んでもらう前に必ず利用者に、 複数の事業者が運営する事業所の見学会等に参加してもらった上 で、利用するサービス事業所を決めてもらっています。 こうした取り組みは全く評価されませんか。
- 答 次の①~③を**全て満たす**場合には、例外的に正当理由「カ」の「D」として**計上できる**扱いとします。
  - ① 紹介率最高法人が運営する事業所の利用を開始する際に、当該紹介率最高法人<u>以</u> <u>外の2以上 (\*1) の法人</u>が運営する事業所の**見学会・説明会等** (\*2) に利用者また はその家族が参加していること。
  - ② 上記①を経た上で、当該紹介率最高法人運営の事業所を選んだ理由の記載がある 理由書(任意様式)を利用者またはその家族から提出してもらっていること。
  - ③ 上記各要件を満たしていることについて、チェックシート添付の*【正当理由「カーD」の詳細について】*へ具体的に明記し、かつ当該事実を確認できる書類その他の記録を事業所において適正に保管していること。
  - (※1) 当取り扱いについての周知が遅れたため、平成27年10月までに当該紹介率最高 法人が運営するサービス事業所の利用を開始した利用者については、紹介率最高法 人以外の1以上の法人で可といたします。また、理由書についても事後提出で構い ません。
  - (※2) 当該サービス事業所へ出向かなくても、<u>当該法人の担当者</u>(貴居宅介護支援事業者の職員や役員等でもある者は不可)から直接利用者またはその家族へ、サービスの特色や取り組んでいることなどについて十分な説明を受けた場合を含みます。

#### <注意事項>

- ◆ 利用者またはその家族等が望んでいない、または身体的・精神的負担になるような可能 性があるにも関わらず、無理に見学会や説明等を受けるよう促すことは決して行わない でください。
- 見学会・説明会等を受ける事業者は、利用者が当該事業所を選択する可能性が十分ある 事業所を紹介してください。(例:利用者等が希望する送迎時間の範囲内に送迎できな い事業所を紹介しているようなケースは、他の法人の見学会・説明等を受けたとはみな しません。)
- 見学会・説明会等を実施した他の法人が、グループ法人や特定の法人に偏っているよう な場合は、正当理由として認めない場合があります。
- ◆ やむを得ず、**理由書について事業所が代筆**するような場合は、必ず利用者またはその家 族から、内容を確認した旨の署名(サインや押印)等をもらってください。

- 問10 前頁「問9」について、例えば、他の法人が運営しているサービス事業所を 利用していた利用者から「他の事業所に変えて欲しい」との希望があった場合 や、他の事業所の利用が長く続かず、最終的に紹介率最高法人が運営する事業 所に落ち着いたような事例についても、前頁「問9」の答と<u>同様の事情がある</u> と解釈し、正当理由「カ」の「D」として計上することができますか。
- 答前頁「問9」は正当理由「カ」の「D」の例外的取り扱いといえるものであり、<u>拡</u> <u>大解釈はできない</u>ものとします。

また、サービス事業所の変更は様々な要因が考えられることから、以前から利用していた事業所を「見学会・説明会等を受けた他の法人の事業所」として計上することはできません。

したがって、ご質問の事例のような場合であっても、紹介率最高法人が運営する事業所の利用を開始する際に、改めて他の2以上(平成27年10月までは1以上)の法人が運営する事業所の見学会・説明会等に利用者またはその家族が参加した場合のみ、正当理由「カ」の「D」として計上することができる取り扱いとします。

### ■ 正当理由「カ」-「D」について

- 問11 通所系サービス等における<u>送迎時間</u>や訪問系サービスにおける<u>訪問可能日時</u>が利用者(または家族)の希望・状態像・都合等に合わない場合、または**送迎に関し特別な配慮が必要な利用者**(例えば、高所に住んでいる利用者で、送迎車まで複数名の介助者を要する場合など)について、他に対応できる事業所が見つからない場合などは、正当理由「カ」の「D」として計上できますか。
- 答 他に対応できる(または要件に合致する)事業所がないか十分に確認した上で、それでも対応可能な(または要件に合致する)事業所が当該紹介率最高法人が運営する事業所のみであったような場合は、正当理由「カ」の「D」として計上できます。

このような要件を満たすか否かは介護サービス情報公表システムや市町村の事業所一覧等では判別できず、個別に各サービス事業所へ直接照会をかけて確認していただくこととなりますが、利用者の居所をサービス実施地域としている全ての事業所へ確認することが困難な場合、紹介率最高法人以外の概ね2~5事業所(訪問介護、通所介護および福祉用具貸与については、利用者の居所が中山間地域でない限り、なるべく3事業所以上)へ照会をかけ、それでも対応できる(または要件に合致する)事業所が他に見つからなければ、正当理由「カ」の「D」として計上できる取扱いといたします。

ただし、照会をかけた事業所が毎回特定の事業者に不当に偏っている場合や、対応できる可能性が高い事業所を意図的に照会対象から外していると見受けられる場合などは、正当理由として認めないことがありますのでご注意願います。

**問12** 通所リハビリテーションに関し、<u>言語聴覚士</u>の配置されている事業所でなければ対応できない利用者について、送迎可能な範囲(地域)内に言語聴覚士を配置している事業所が他になかったような場合は、正当理由「カ」の「D」として計上できますか。

また、<u>作業療法士</u>の配置されている事業所でなければならない具体的な理由がある利用者について、他にも作業療法士を配置している事業所はあるものの、「現在引き受けている利用者の対応で精一杯であり、十分な対応ができない」、「送迎時間やサービス提供時間が利用者の状態像から必要とされる時間と合わない」等により、同様に紹介率最高法人の運営する事業所しか見つからなかった場合は、正当理由「カ」の「D」として計上できますか。

答 当該資格を有する職員が配置されていることが当該利用者にとって<u>必要不可欠</u>であり、かつ、他に対応できる事業所がないか十分に確認した(※)上で、対応可能な事業所が当該紹介率最高法人が運営する事業所のみであったことが明確に示せる場合は、正当理由「カ」の「D」として計上できます。

なお、他のサービス事業所の担当者へ照会したところ、対応することができない(または要件に合致しない)ことが判明した当該他の事業所については、事業所名、照会時期、対応できない理由などをチェックシート添付の【正当理由「カーD」の詳細について】へ具体的に記入してください。

(※) サービス実施地域としている事業所全てへ個別照会をかけることが困難な場合の最低望ましい照会件数については、前頁**「問11」**をご覧ください。

### ■ 正当理由「カ」-「D」について

- 問13 現在は医療行為を必要としてはいないが、近い将来に必要となる可能性が高い利用者について、当該医療行為に対応できる事業所を選択した場合、正当理由「カ」の「D」として計上できますか。
- 答 以下の要件を全て満たす場合に限り、正当理由「カ」の「D」として計上することができます。
  - ① 当該医療行為に対応できる事業所が他にないことを十分に確認していること。
  - ② 「当面は医療行為に対応できない事業所を利用し、<u>将来医療行為等が必要になってから対応不可能な事業所へ移る</u>」といった選択肢が、**当該利用者に何らかの不利益(精神的負担など)を及ぼすことが明らか**であること。
  - ③ 将来的にそれら医療行為が必要となる可能性があることについて確認できる書類 (医師の診断書など、第三者が作成した書類等が望ましいが、診察に同行し、聞き 取った内容の記録等でも可とする)を適正に保管していること。

- 問14 当初通知文書において正当理由として認められる事例③(配偶者等が先に通所系サービスを利用している場合)については、通所系サービス以外においても、配偶者等が先に利用している事業所を選択した場合、正当理由「カ」の「D」として計上できますか。
- 答 当該事業所でなければ適切なサービス提供ができないことが客観的に見て明らかである具体的理由 (例えば入所系サービスにおいて「配偶者等と離れるとパニックを起こす利用者について、相部屋を利用する」など) があれば認められますが、単に「送迎時間(または訪問時間)の調整がしやすい」、「配偶者が先に利用していたので顔見知りのスタッフがいる」、「一緒に利用することにより料金が安くつく」などの理由だけでは、「適切なケアマネジメントの結果として他に選択肢がない」とまでは言い難く、正当理由「カ」の「D」として計上することはできません。

# ■ 正当理由「カ」-「D」について

- 問15 配偶者等が入所している特別養護者人ホーム等に併設する通所介護事業所の利用を強く希望している利用者で(サービス提供時間外に面会できるため)、他の通所介護事業所の利用を拒否されているような場合は、正当理由「カ」の「D」として計上できますか。
- 答 配偶者との面会は当該通所介護事業所が提供する介護保険サービスとは無関係のものであり、また、仮にサービス提供時間中に面会を行うとしても、本来指定通所介護事は事業所内でサービスを提供することが原則とされていることから、指定通所介護事業所として行うべきサービスであるとは言い切れず、たとえ配偶者に面会できることが社会参加のきっかけになるとしても、ご質問のような事情では、「アセスメントの結果、当該利用者にとって必要な通所介護サービスを提供できる事業所が他にない」とまでは言えないことから、正当理由「カ」の「D」として計上することはできません。

### ■ 正当理由「カ」-「D」について

- 問16 「利用料金が他の事業所より安い(または特定事業所加算などの全体 加算を算定していない)ので当該事業所を選択した」というのは、正当 理由「カ」の「D」に該当しますか。
- 答 利用料金が安い(または全体加算を算定していない)というのは、たとえその利用料金であれば支給限度額内に収められる等の事情があるとしても、あくまで利用する事業所を選択(比較)する際に優位になる要件を有しているというだけで、他の選択肢を完全に排除するものであるとまでは言い切れません。

そのため、この理由をもって「当該サービスが利用者にとって必要不可欠であり、かつ他に選択の余地がないこと」を客観的に見て明らかであると示せる状況は想定していません。

- **問17** 理美容サービス(散髪、顔そり等)が必要な利用者について、当該サービスを実施している事業所が他に見つからなかった場合、正当理由「カ」の「D」として計上できますか。
- 答 訪問介護や通所介護においては、理美容及びそれに伴う準備行為等の一連の行為については、**介護保険サービスに該当しないものとして取り扱われています**。そのため、これらの事業においては、ご質問のような事情が「当該利用者にとって必要な(又は最も適した)介護保険サービスを提供できる事業所が他にない」とは言えず、**正当理由「カ」の「D」として計上することはできません**。

なお、ショートステイ等その他のサービスの場合、以下の要件を全て満たす場合に限り、正当理由「カ」の「D」として計上できることとします。

- ① 理美容サービスを提供できる事業所が他にない、または理美容サービスを提供できる事業所はあるが、理美容サービス実施日が満員であるなどの利用できない具体的な事情がある。
- ② 訪問理美容サービス事業などの代替手段が他にない(様々な方法が考えられますので、特に念入りに確認してください)、または利用できない具体的な事情がある。
- ③ 上記各要件を満たしていることについて、チェックシート添付の*【正当理由「カーD」の詳細について*】へ明記し、かつ当該事実を確認できる書類その他の記録を事業所において適正に保管していること。

# ■ 正当理由「カ」-「D」について

- 問18 現在デイサービスを利用している方で、新たにショートステイを利用することとなった利用者が、「知らない人ばかりの所で寝泊まりするなど到底できない。現在利用している通所介護と併設のショートステイなら、顔見知りの従業員等がおり(あるいは施設そのものに馴染みがあるので)、利用しても構わない」との希望があった場合は、正当理由「カ」の「D」として計上できますか。(その他、併設デイサービスの利用をきっかけとしてショートステイの利用導入につなげられたような事例も含めて。)
- 答 当該理由をもって他の選択肢がないとすれば、例えば同様にサービス利用拒否が強い利用者で、単独デイサービスを利用しているような利用者は新たにショートステイの利用を導入することができないという理屈が成り立ってしまい、矛盾が生じます。したがって、ご質問のようなケースについては、正当理由「カ」の「D」として計上することはできません。

- 問19 利用者の<u>家族が勤務する</u>施設・事業所(またはその併設の事業所)であれば、家族の出退勤において送迎を兼ねられる(介護者が自宅にいない時間をなくすことができる、送迎減算の適用などにより利用料が安くなる)などの事情があって、当該紹介率最高法人が運営する事業所を選択した場合、正当理由「カ」の「D」として計上できますか。
- 答 ご質問のような事情があることは、あくまで利用する事業所を選択(比較)する際に優位になる要因を有しているというだけで、他の選択肢を完全に排除するものであるとまでは言えません。

「利用者の家族が勤務する施設・事業所(またはその併設の事業所)でなければ当該利用者にとって必要な介護保険サービスを提供することができない」といった状況は考えられず、ご質問のような理由のみをもって**正当理由「カ」の「D」として計上することはできません。**